

清掃作業要領

本要領は、公立森町病院（以下「甲」という。）の清掃・洗濯業務における当該請負事業者（以下「乙」という。）が守るべき事項を挙げているものである。

基本事項

- ① 病院の清掃業務という特殊性を認識し、施設内を常に清潔で衛生的な環境に保持するように、信義誠実を尽くし清掃業務を履行すること。
- ② 清掃作業にあたっては、静かに迅速に行い、執務者、通行人の妨げとならないように注意すること。特に、使用する清掃資機材はその都度格納し、通行人ならびに美観に充分配慮すること。また、病室については患者の都合を優先させること。
- ③ 作業区域、作業内容、その他について疑義が生じたときは、甲の指示を受けること。
- ④ 清掃用モップは、ハンドルとセパレート式を使用し、常に清潔な状態を保持すること。
- ⑤ 清掃作業員は、清掃用カートの上にディスポーザブルグローブ、ペーパータオル、サージカルマスクを常備させ、ハンドウォッシュ後は必ずペーパータオルで水分除去し、ディスポーザブルグローブを着用し、必要とされる作業区域ではサージカルマスクを着用すること。
- ⑥ 清掃資器材用具は、ゾーニングに応じてカラーリングを行い、作業区域毎に区別して使用すること。
- ⑦ 床面に使用するモップは、1つの部屋に対し1枚とし、共用部等の広い範囲に関しては、40㎡で1枚を目安とし、使用後は濯ぎを行わず、必ず新しいモップに交換するものとする。
- ⑧ 洗面や便器等の衛生陶器に使用するクロスは、1つの衛生陶器に対し1枚とし、使用後は濯ぎを行わず、必ず新しいクロスに交換するものとする。
- ⑨ 使用する洗剤は、EPA登録のブラッドボーンパソーゲン(血液体液由来病原体)に有効な第四級アンモニウム塩系(要 HIV・HBV・MRSA 対応)の非アルカリ性除菌洗剤を使用すること。
- ⑩ 掃除機やポリッシャー等のコンセントを使用する資器材は、必ず1台につき1基漏電ブレーカーを設置すること。
- ⑪ 清掃作業にあたって、移動可能な物品は移動させ、下部等隅々まで行き渡るよう丁寧に清掃すること。
- ⑫ 盗難、火災の予防に注意し、作業終了後は、窓、扉等の施錠及び火の元を確認し、不要な燈火を消すと共に、椅子等を必ず所定の位置に戻し、後片付けをすること。
- ⑬ 作業中に器物を破損したとき、造作・物品に破損箇所を発見した時、並びに不審者

を発見した時は、直ちに施設担当者に連絡をすること。

- ⑭ 引火性ガソリン、ベンジン、シンナー等の薬品類は使用しないこと。

I 日常清掃

1. 玄関、廊下、デイルーム、EV ホール等のハードフロア

- ① ハンドウォッシュ実施後ディスポーザブルグローブを着用する。
- ② 歩行者等の安全確認後、施工範囲を囲うように清掃中サインボードを設置する。
- ③ 高所壁面（地上 250cm まで）に埃がたまっている場合はウールダスター等を用いて制電除塵する。
- ④ 床は埃を舞い上がらせないように注意して除塵後、EPA 登録非アルカリ性除菌洗浄剤をしみ込ませたモップを用いて拭き上げる。
- ⑤ ゴミ箱に汚れがある場合は EPA 登録非アルカリ性洗剤を用いて清拭する。
- ⑥ 廊下、デイルーム、EV ホールの手摺りは EPA 登録非アルカリ性除菌洗浄剤を用いて緑色クロスで清拭する。
- ⑦ 低所壁面（地上 150cm まで）に汚れが認められる時は、EPA 登録非アルカリ性除菌洗浄剤を用いて白色クロスにて汚れを除去する。玄関ガラスやステンレス部分も同様に地上 150cm までは手垢がないように中性洗剤で清拭する。
- ⑧ エレベーター内外については、EPA 登録非アルカリ性除菌洗浄剤と緑色クロスを用いて、手摺り、扉、操作パネル、低所壁面(地上 150cm まで)の目立つ汚れ(手垢等)を清拭する。又、床面を同様の除菌洗浄剤をしみ込ませたウェットモップを用いて拭き上げる。EV 床の溝については常にホコリがない状態を維持する。
- ⑨ 血液・体液により著しく床面が汚染された時は、EPA 登録非アルカリ性除菌洗浄剤で安全に拭き上げた後、別のウェットモップで次亜塩素酸ナトリウムもしくは別の EPA 登録非アルカリ性除菌洗浄剤を用いて再度床を拭き上げる。
- ⑩ 床面が乾燥したことを確認後、清掃中サインボードを回収してチェックを行う。

2. 階段のハードフロア

- ① ハンドウォッシュ実施後ディスポーザブルグローブを着用する。
- ② 歩行者等の安全確認後、施工範囲を囲うように清掃中サインボードを設置する。
- ③ 高所壁面（地上 250cm まで）に埃がたまっている場合はウールダスター等を用いて制電除塵する。
- ④ 床は埃を極力舞い上がらせないように乾式モップ(油剤処理不可)を使用して除塵後、EPA 登録非アルカリ性除菌洗浄剤をしみ込ませたウェットモップを用いて拭き上げる。
- ⑤ 手摺りは EPA 登録非アルカリ性除菌洗浄剤を用いて白色クロスで清拭する。
- ⑥ 階段縦面及びスリップガードについてはホコリや汚れがない状態を維持すること。

- ⑦ 血液・体液により著しく床面が汚染された時は、EPA 登録非アルカリ性除菌洗剤で安全に拭き上げた後、別のウェットモップで次亜塩素酸ナトリウムもしくは別の EPA 登録非アルカリ性除菌洗剤を用いて再度床を拭き上げる。
- ⑧ 床面が乾燥したことを確認後、清掃中サインボードを回収してチェックを行う。

3. トイレ、洗面所、汚物処理室等のウォッシュルーム

- ① ハンドウォッシュ実施後ディスポーザブルグローブを着用する。
- ② 使用していないことを確認した後、清掃中サインボードを入口中央に設置する。
- ③ 高所壁面（地上 250cm まで）に埃がたまっている場合はウールダスター等を用いて制電除塵する。
- ④ 必要に応じて、トイレトペーパー、手洗い石鹸、ペーパータオルを補充する。
- ⑤ ゴミ箱及び汚物容器の内容物は、上から押えつけないよう、下から支えないよう、又、体に触れないように 1 次塵芥集積場まで運搬し処理する。ゴミ箱及び汚物容器に目立つ汚れがある場合は EPA 登録非アルカリ性除菌洗剤にて赤色クロスで清拭する。
- ⑥ 床面は、ホコリを舞い上がらせないよう最小限に抑えながら箒掃きを行い、EPA 登録非アルカリ性除菌洗剤をしみ込ませたウェットモップを用いて床を拭き上げる。
- ⑦ 低所壁面(地上 150cm まで)に目立つ汚れが認められる時は、EPA 登録非アルカリ性除菌洗剤と赤色クロスで汚れを除去する。特に注意しなければならないのは扉、蝶番、フラッシュバルブ、配管、トイレトペーパーカバー、手摺等であるが研磨(物理的)することによって汚れを除去しない（洗剤の洗浄力で除去すること）。
- ⑧ 衛生陶器である便器、洗面器は EPA 登録非アルカリ性除菌洗剤を用いて洗浄する。特に注意しなければならないことは研磨(物理的)することによって汚れを除去しない（洗剤の洗浄力で除去すること）。
- ⑨ 血液・体液により著しく床面が汚染されたときは、EPA 登録非アルカリ性除菌洗剤で安全に拭き上げもしくは洗浄した後、別のウェットモップで次亜塩素酸ナトリウムもしくは別の EPA 登録非アルカリ性除菌洗剤を用いて再度床を拭き上げる。
- ⑩ 鏡は飛び跳ねた水滴類や手垢を中性洗剤で除去しクロスによる拭き跡が残らないようにすること。
- ⑪ ドアノブは EPA 登録非アルカリ性除菌洗剤と赤色クロスで清拭する。
- ⑫ 床面が乾燥したことを確認後、清掃中サインボードを回収してチェックを行う。

4. 浴室、シャワールーム、脱衣室等のウォッシュルーム

- ① ハンドウォッシュ実施後ディスポーザブルグローブを着用する。
- ② 使用していないことを確認した後、清掃中サインボードを入口中央に設置する。
- ③ 高所壁面（地上 250cm まで）に埃がたまっている場合はウールダスター等を用いて

制電除塵する。

- ④ ゴミ箱の内容物は上から押えつけないよう、下から支えないよう、又、体に触れないように 1 次塵芥集積場まで運搬し処理する。ゴミ箱及び汚物容器に目立つ汚れがある場合は EPA 登録非アルカリ性除菌洗淨剤にて赤色クロスで清拭する。
- ⑤ 床面はホコリを舞い上がらせないよう最小限に抑えながら箒掃きする。
- ⑥ 脱衣室の床はホコリを舞い上がらせないよう最小限に抑えながら箒掃きを行い、EPA 登録非アルカリ性除菌洗淨剤をしみ込ませたウェットモップを用いて床を拭き上げる。
- ⑦ EPA 登録非アルカリ性除菌洗淨剤を用いて天井、壁、床を清掃する。注意しなければならないことはカビを発生させないように維持する。
- ⑧ 浴槽の垢等は EPA 登録非アルカリ性除菌洗淨剤を用いて洗淨する。注意しなければならないことは研磨(物理的)することによって垢等を除去しない。
- ⑨ 低所壁面(地上 150cm まで)に目立つ汚れが認められる時は、EPA 登録非アルカリ性除菌洗淨剤と赤色クロスで汚れを除去する。
- ⑩ 鏡は飛び跳ねた水滴類や手垢をガラス専用クリーナーで除去しクロスによる拭き跡が残らないようにすること。
- ⑪ 血液・体液により著しく床面が汚染された時は、EPA 登録非アルカリ性除菌洗淨剤で安全に拭き上げた後、別のウェットモップで次亜塩素酸ナトリウムもしくは別の EPA 登録非アルカリ性除菌洗淨剤を用いて再度床を拭き上げる。
- ⑫ ドアノブは EPA 登録非アルカリ性除菌洗淨剤と赤色クロスで清拭する。
- ⑬ 床面が乾燥したことを確認後、清掃中サインボードを回収してチェックを行う。

5. 病室

- ① ハンドウォッシュ実施後ディスポーザブルグローブを着用する。
- ② 室内に入ることを患者に声を出して確認する。
- ③ 清掃中サインボードを病室入口中央に設置する。
- ④ 床面は埃を舞い上がらせないように乾式モップ(油剤処理不可)を使用して除塵後、EPA 登録非アルカリ性除菌洗淨剤をしみ込ませたウェットモップを用いて拭き上げる。
 - (ア) 患者が不在の時は私物に一切触れないこと。
 - (イ) 備品移動時は静かに丁寧に移動し、速やかに清掃した後、元にあった位置に戻すこと。
 - (ウ) 備品類の移動は必要最小限にとどめること。
 - (エ) 備品や私物がテーブル、棚にある場合、落下させないように、又、置いてある物には触れないように移動すること。
 - (オ) モニター類の精密医療機器は移動させないこと。

(カ) 移動する具体的な医療什器備品は車椅子、ポータブルトイレ、歩行器等とする。

- ⑤ 便器、洗面器がある場合は上記 3 と同様の仕様とする。
- ⑥ シャワールームやユニットバスがある場合は上記 4 と同様の仕様とする。
- ⑦ 血液体液により著しく床面が汚染されたときは、EPA 登録非アルカリ性除菌洗剤で安全に拭き上げた後、別のウェットモップで次亜塩素酸ナトリウムもしくは別の EPA 登録非アルカリ性除菌洗剤を用いて再度床を拭き上げる。
- ⑧ ドアノブは、EPA 登録非アルカリ性除菌洗剤と緑色クロスで清拭する。
- ⑨ 床面が乾燥したことを確認後、清掃中サインボードを回収してチェックを行う。

6. 玄関（外壁及びガラス、周囲）、バルコニー、非常階段

- ① ハンドウォッシュ実施後ディスポーザブルグローブを着用する。
- ② 公立森町病院及び森町家庭医療クリニックの玄関清掃について、清掃中サインボードを来院者に見えるように設置する。玄関ガラスのサッシ及び付近の外壁、天井、床に付着したクモの巣や土砂の除塵する。窓ガラスの内外面を洗剤洗浄し、スクイジー仕上げ等を行い、水切り跡がないようにすること。
- ③ バルコニー・非常用階段の清掃においては、床、手すり、外壁において、クモの巣や鳥のフン、土砂の除塵を行う。

7. その他

- ① 各区域の共用長椅子(レザー、ビニール)は白色クロスと EPA 登録非アルカリ性除菌洗剤を用いて清拭する。
- ② ゴミ箱の洗浄可能容器が著しく汚染されたときは、EPA 登録非アルカリ性除菌洗剤を用いて清拭し汚れを取り除くこと。

8. 付帯事項

- ① 清掃区域内で移動できるものはできるだけ移動し、清掃後に元の位置に戻すこと。
このとき、床に置いてあったものを備品や什器の上に置かないようにすること。
- ② 清掃用ディスポーザブルグローブは一箇所ごとに交換すること。
- ③ ウェットモップ及びクロスは、使用后必ず洗濯機を利用して洗浄した後、屋外での紫外線殺菌をさせ、完全乾燥した上で使用すること（ウェットモップ・クロスの手洗いは禁止とする）。
- ④ ゴーニング管理をする上で、4 色のモップ及びクロスを以下のエリア別に使い分けること。

・ 清潔区域(OP 室、中央材料室等) 青色

- | | |
|----------------------|----|
| ・準清潔区域(病室、診察室等) | 緑色 |
| ・一般区域(廊下、デイルーム、階段等) | 白色 |
| ・感染症室(MRSA、インフルエンザ等) | 黄色 |
| ・汚染区域(トイレ、汚物処理室等) | 赤色 |
- ⑤ 原則として毎日使用するウェットモップ、クロスは完全乾燥させたものを使用すること。
 - ⑥ 病室内のハードフロアにおいて感染防止上で必要なところについては、ウェットモップ、クロス、掃除機等を用いて、砂、埃、塵を除去すること。
 - ⑦ 低所壁面とは、手の届く範囲(床面より 150cm)を示すものとする。
 - ⑧ 環境面への配慮で資器材については、木製は使用せず、金属製の代わりにプラスチック製のものをを使用すること。(ウェットモップ、クロス以外)

II 塵芥収集

- ① 塵芥容器(ゴミ箱)を衛生的に保つよう維持管理に留意すること。
- ② 構内各所に設置された塵芥容器(ゴミ箱)から回収し、容器には同色のゴミ袋を備え付けること。
- ③ 回収したゴミは施設が指定する集積場まで運搬し、搬出までの間飛散等しないように留意すること。又、廃棄物については専用保管庫に搬入し、搬出までのあいだ施設の指示に従い確実に施錠、消灯し厳重に管理すること。尚、集積場・廃棄物専用保管庫に異常があると認められる場合は、直ちに施設担当者に連絡して指示を受けること。
- ④ この作業を行うために必要な運搬車両等諸器具類は全て乙の負担とする。尚、器具は常に衛生的な状態にするものとし、美観を損ねないように留意すること。
- ⑤ 集積場の付近は常に清潔にし、整理・整頓と火災予防には万全を期すること。
- ⑥ 危険物等でケガをしないよう十分注意し、作業中は厚手のビニル手袋を着用し、危険回避に努めること。

III 定期清掃

1. 床洗浄 WAX 塗布業務 (回数及び施工箇所は作業計画書を参照すること)

- ① 対象範囲は、両施設のビニル床シート及びフローリング等とする。
- ② 高所については、エアコンやサッシ等の埃をウールダスターにて静電除塵すること。
- ③ 床面リコート作業については、埃を極力舞い上がらせないように乾式モップ(油剤処理不可)を使用して除塵し、除塵床用アルカリ性洗剤で洗浄、その後床材表面の PH を中性とし、乾式モップを用いて拭き上げ、ASTM D-2047 基準(摩擦係数=0.5 以

上の安全係数)のアクリルポリマー配合樹脂ワックスを2～3層塗布する。

- ④ 汚水は、ウエットバキュームにて回収し、その後送風機により乾燥させること。
- ⑤ 事前に施設担当者と施工日程調整を綿密に行い、作業範囲の明示・立ち入りの制限等の注意喚起を行い、転倒事故防止策をとること。

2. 床洗浄業務（回数及び施工箇所は作業計画書を参照すること）

- ① 対象範囲は、両施設のタイル及び花崗岩等とする。
- ② 高所については、エアコンやサッシ等の埃をウールダスターにて静電除塵すること。
- ③ 床面洗浄作業については、床材に適した床用アルカリ性洗剤を使用し、ポリッシャーで洗浄する。
- ④ 汚水はウエットバキュームにて回収し、その後送風機により乾燥させること。
- ⑤ 事前に施設担当者と施工日程調整を綿密に行い、作業範囲の明示・立ち入りの制限等の注意喚起を行い、転倒事故防止策をとること。

3. カーペットスチームクリーニング業務（回数及び施工箇所は作業計画書を参照すること）

- ① 対象範囲は、両施設のカーペットとする。
- ② 歩行者等の安全確認後、施工範囲を囲うように清掃中サインボードを設置する。
- ③ カーペットは高性能超微粒子フィルター排気装置付き(0.3 ミクロン、99.97%捕獲能力可能)消費電力 500W以下のアップライト型電気掃除機を用いて、砂、埃、塵をバキューミングすること。
- ④ 掃除機の操作の仕方は、前方入居者を認識できるように前方へ向かってバキューミングをすること。前処理材としてカーペットクリーナーを散布する。
- ⑤ シミなどはその汚れが何であるか判別しシミに対する専用のクリーナーを散布する。その後、スチーム温度が 100℃以上で真空度 5,000mmAQ 以上のカーペットスチームクリーニングマシンで行う。
- ⑥ 床面が乾燥したことを確認後、清掃中サインボードを回収してチェックを行う。

4. ガラスクリーニング業務（回数及び施工箇所は作業計画書を参照すること）

- ① 対象範囲は、公立森町病院と森町家庭医療センターのガラス及び網戸とする。
- ② 窓ガラスについては施設の外周部となることから事前に施設担当者と施工日調整を綿密に行い、安全対策をとること。
- ③ ガラスは内外面を対象として洗剤洗浄後、スクイジー仕上げを行い、水切り跡がないようにすること。
- ④ サッシ、ガラス窓枠はクモの巣や土砂の除塵後、洗浄剤を使用してブラシにて洗浄後、水拭き仕上げとする。

5. 環境クリーニング業務（回数及び施工箇所は作業計画書を参照すること）

- ① 環境殺菌消毒作業については、公立森町病院のみとする。
- ② 対象範囲は、手術部及び中央材料部の六面体及び機器とする。
- ③ 作業用資機材等を除菌し、対象区域内に搬入する。
- ④ 室内医療機器等の配置図作成後、移動可能機器を移動する。
- ⑤ 天井面、壁面等、高所から順にクロスモップ・クリーナーを用い、除塵する。
- ⑥ ステンレス面などに付着している汚れを除去する。
- ⑦ 高所から順に消毒剤を含ませたワイプクロス（不綿布）・スポンジブロックを用い、清拭する。
- ⑧ 移動させた医療機器等を除塵・清拭した後、キャスター部分等を消毒しながら室内に差異搬入する。

附帯事項

（ア）薬剤の希釈には、雑菌の混入を防ぐため、滅菌水を使用するとともに、汚染の拡散を防止するためオフロケーション方式に準じた方法で作業を行う。

※オフロケーション方式・・・使用後の清掃資器材を作業現場では濯がず、別に用意した清潔な資材を使用する方法であり、使用後の資器材を別所で洗浄し、その後2バケツ方式（1つの資材を1つのバケツで濯いだ後、もう1つのバケツで再び濯ぎを行う）にて清潔な状態にした後、作業に使用する。

（イ）作業者は全員、EOG滅菌済みの無塵衣服を着用する。

（ウ）作業に使用する資機材は、全てクリーンルーム対応のものを使用する。

（エ）使用薬剤

洗 浄 剤：フォワード（両性界面活性剤）

殺 菌 剤：マキシマ 256（第四級アンモニウム塩主製剤）

消毒用エタノール

- ① 浴室六面体クリーニング作業については、公立森町病院のみとする。
- ② 対象範囲は、病棟の浴室とする。
- ③ ハンドウォッシュ実施後ゴム手袋を着用する。
- ④ 清掃中サインボードを浴室入口中央に設置する。
- ⑤ 照明・換気扇のカバーを外し、埃などの除塵をし、拭き上げる。
- ⑥ 天井、壁面、排水口に対し、洗剤またはカビ取り剤を塗布した後、スポンジ及びブラシで汚れを除去する。
- ⑦ 流水で十分に洗剤を流した後、乾式タオルで乾拭きをする。
- ⑧ 乾燥したことを確認後、清掃中サインボードを回収してチェックを行う

IV 院内洗濯

1. 院内洗濯業務

- ① 対象物及び対象場所、また、回収時間及び配布時間については、甲より指定するものとし、契約締結後に定めるものとする。
- ② 稼働日については、基本平日を対象日とし、土曜日・日曜日・祝祭日は休日とするが、休日が3日以上連続する場合は、連続する休日のうちいずれかの1日を稼働日とし、その日程を事前に甲に報告する。業務を行わない日が連続するのは2日までとする。年末年始、大型連休等特別日については、別途協議するものとする。
- ③ 状況に合わせて、手袋、エプロン、マスクを着用すること。
- ④ 院内の洗濯対象物を対象場所から回収し、洗濯室へ搬入する。
- ⑤ 洗濯物の汚損状態及び破れ、血液付着等を確認する。
- ⑥ ひどい汚れや破れが確認される場合は、甲に報告し、対処の指示を仰ぐものとする。
- ⑦ 血液付着が確認される場合は、除菌洗剤を使用し手洗いを行い、流水で血液を落とした後、洗濯する。
- ⑧ 脱水後、所定の場所に干す、または、場合によって乾燥機を使用し、完全に乾燥させること。
- ⑨ 完全に乾燥したことを確認した後、回収する。
- ⑩ 各指定の畳み方を実施し、仕分けをする。
- ⑪ 所定の場所に納品し、甲の職員に確認を実施する。
- ⑫ 対象外の洗濯物が確認される場合は、甲に報告し対処の指示を仰ぐものとする。業務で使用する個人的な洗濯物は、先に本人から甲に申請するものとする。
- ⑬ 患者洗濯物については、病院・病棟経由で回収し洗濯を実施する。
- ⑭ 洗濯物に万一欠損等あった場合は、甲に報告し修復等についての指示を仰ぐものとする。
- ⑮ 洗濯物ポケット等の忘れ物については、甲乙できるだけ注意を払うが、発見に至らず何か支障が生じた場合は、甲に報告し指示を仰ぐものとする。

《用語説明》

CDC ガイドライン

- ① Centers for Disease Control(アメリカ疫病防疫センター)の略
- ② CDC は、すべての保健医療施設(アメリカ国内のみ)に対して、HIV・HBV・MRSA等ブラッドボーンパソージェンの伝播を喰い止める「一般的予防措置」を遵守するように求めている。
- ③ 清掃の手順については、詳細かつ具体的に明示していないが、日常的に汚れを除去する清掃を重視することにより、院内感染防止を実現することを基本としている。
- ④ CDC ガイドラインでは除菌と清掃を特別に区別した考え方ではなく、あくまでも日

常的な清掃の中で効果的な手法及び薬剤により 1 ステップ除菌を合わせて行う。

EPA

- (ア) The Environmental Protection Agency(アメリカ環境保護局)の略
 - (イ) CDC ガイドラインにおける「一般的予防措置」では、血液及び体液は潜在的病原体とみなされている。
 - (ウ) EPA に登録されているケミカルとは、薬剤効果と安全性の試験をクリアしたケミカルである。
 - (エ) いわゆる消毒薬ではなく、洗浄力と除菌力が併存しているケミカルである。
- ASTM=American Society of Testing & Materials(米国材料試験協会)の略